

北条砂丘風力発電所 電気事業経営戦略

団 体 名 : 鳥取県北栄町

事 業 名 : 電気事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 7 年度

1. 事業概要

(1) 事業形態等

法適用(全部適用・一部適用)・法非適用の区分	法適用(全部適用)		
職 員 数	2人	最 大 出 力	13,500 kw
発 電 施 設 数	水力発電 箇所	年 間 発 電 電 力 量	20,465 MWh
	風力発電 9箇所	kWh 当 た り 単 価	20.52円
	太陽光発電 箇所	F I T 適 用 販 売 施 設 数	9箇所
	ごみ発電 箇所	有 形 固 定 資 産 減 価 償 却 率	67.6%

(2) 現在の経営状況

年 間 電 力 料 収 入	H29	427,116 千円	H30	390,317 千円	R1	419,937 千円
経 常 収 支 比 率 (又は収益的収支比率)	H29	95.8 %	H30	111.6 %	R1	157.7%
純 損 益	H29	33,661千円	H30	86,687千円	R1	169,995千円
資 金 不 足 比 率	H29	- %	H30	- %	R1	- %

【上記の指標等を踏まえた現在の経営状況の分析】

自然エネルギーによる発電事業のため、年によって若干収入に変動がありますが、平均して年間約21,000MWhを発電し安定的な収入を確保しています。
起債については、平成30年度に償還が完了し、また、毎年利益を計上出来ており、健全な経営状況になっています。

※令和元年度から地方公営企業法の全部を適用しました。(現金主義・単式簿記から発生主義・複式簿記に移行)そのため、経常収支比率(平成29年度及び平成30年度は収益的収支比率)及び純損益について、平成29年度及び平成30年度には一般会計繰出金及び基金積立金が支出として計算されている一方、長期前受金及び減価償却費の予算経理がされていないため、令和元年度の数値と比較できません。

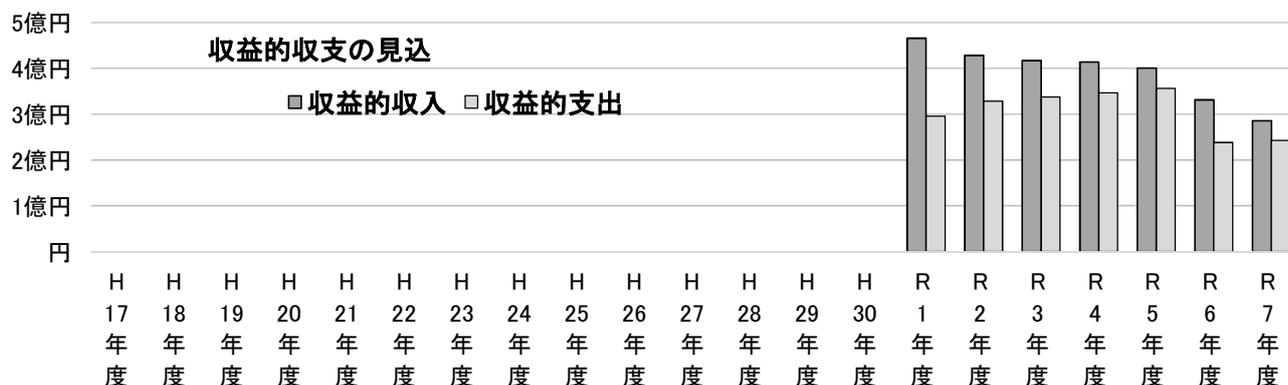
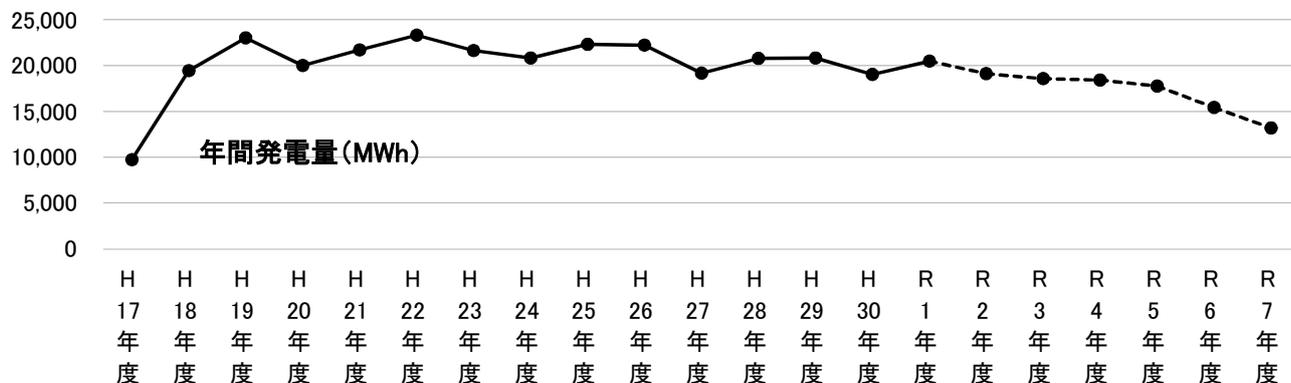
(3) 戦略の基本方針

本戦略では、本事業の収入である電力の固定価格買取制度の期限である令和7年度まで安定的に経営を行うことを基本方針とします。そのため、本経営戦略は、令和3年度から令和7年度までの5か年間とします。

2. 将来の事業環境

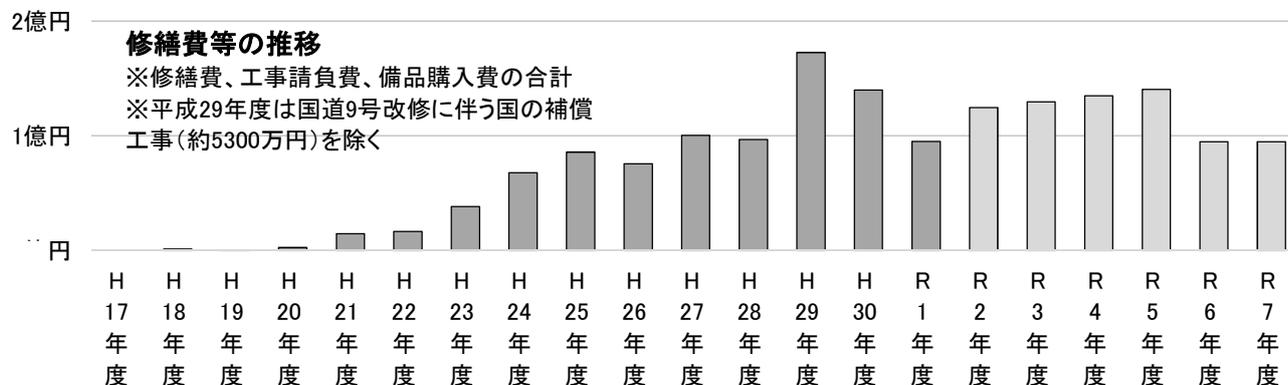
(1) 料金収入の予測

施設の老朽化に伴う運転停止期間の増加が懸念されます。そのため、年間発電量は直近3年間の平均発電量の95%を見込みます。
 また、令和6年度には1基、令和7年度にはさらに1基の合計2基が故障により運転を停止していることを想定します。
 発電量が減少するものの、令和7年度まで固定価格買取制度による売電単価が保障されているため、計画期間中は収益的支出を上回る収入が確保できると予測しています。



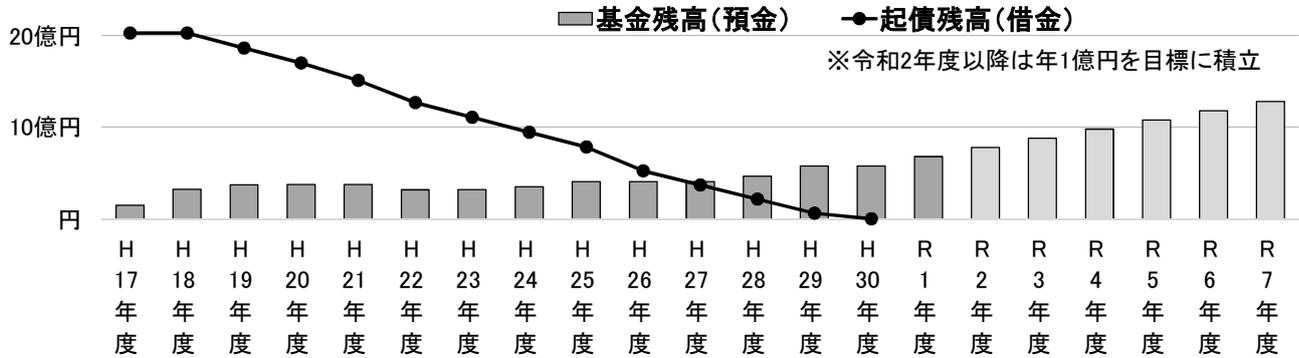
(2) 老朽化対策の見通し

修繕に要する費用が増加傾向にあり、今後も施設の老朽化に伴う大規模修繕のリスクがあります。
 修繕に要する費用は、令和元年度を基準に年5%の増加に加え、令和2年度から5年度までの4年間で1億円(年2,500万円)の修繕を見込みます。なお、令和6年度及び令和7年度については費用対効果の見込めない大規模修繕は行わず、故障機は運転を停止することとし、令和元年度と同額の修繕を見込みます。
 なお、期間中の安定経営を行うために必要な点検等の検討を令和3年度から行います。



3. 経営の基本方針

風力という再生可能エネルギーの有効活用として発電事業を行ってきました。引き続き、健全な経営に努め、今後、施設の老朽化による大規模修繕のリスクを軽減するための施設の改修を検討するとともに、年1億円を目標に着実な積み立てを行い、施設の不測の事態及び除却に備えます。また、積み立てた後の利益については、施設の健全な運営に支障のない範囲で、環境施策など住民福祉の向上に資するために一般会計に繰り出すこととします。



4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

①投資についての説明

施設の不測の事態及び除却のため、年1億円を目標に基金を積み立てます。

②財源についての説明

主な施設の減価償却期間である18年目(令和5年度)までは損益勘定留保資金が年9,000万円以上となり、それ以降は減価償却額が減少することにより、純利益の割合が増加します。投資の財源は、損益勘定留保資金と利益剰余金処分で賄います。



5. 公営企業として実施する必要性

北栄町では、再生可能エネルギーである風力を利用して発電事業を行っています。電気事業は民間代替性が高い事業ではありますが、北栄町の風況で民間の課税事業者が納税しながら利益を得ることは困難なため、町が公営事業として風力発電事業を行い、地球温暖化対策に取り組んでいます。また、利益の一部を環境施策など住民福祉の向上に資するために一般会計に繰り出しており、直接的に地域に利益を還元しています。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	再生可能エネルギーに関する国等の状況を確認し、必要に応じて本経営戦略を見直し、改定を行います。また、大規模修繕等が発生した場合にも実態に応じて見直し、改定を行います。
---------------------	-------------------------------------------------------------------------------------

